

福島県社会福祉事業団「福島県やまぶき荘建築設計業務」

プロポーザル審査委員会 審査講評

1. 審査経過

本プロポーザルは、福島県社会福祉事業団と福島県建築設計協同組合が締結した「福島県やまぶき荘建築設計業務」の設計担当者を選定するためのものであり、各分野を代表する5名の審査委員による審査委員会が設置され、慎重かつ厳正な審査を行った。

現在の「福島県やまぶき荘」は昭和48年建設された施設であるが老朽化に加え旧施設整備基準等による狭隘な居住環境となっている。このことから計画地に移転改築を行うこととなった。施設種別は従来型特別養護老人ホーム、利用定員は現状の100名を維持し、約9,000㎡の敷地に、多床室を中心とした生活棟と管理棟を、S造平屋建て、延べ床面積約3,500㎡で整備する計画である。

6/21（金）に福島県社会福祉事業団「太陽の国」管理センター会議室で標記プロポーザル第一次審査会を開催した。審査会に先立って行われた10時30分からの審査委員会では第一次審査の進め方について審議した。はじめに応募のあった9者の技術提案書が失格要件に該当しないことを確認した。次に、コロナ禍の中ではあるが傍聴者数を制限した公開審査とすること、全応募者の提案評価を行うこと、評価は総合評価で行うこと、第二次審査対象者（ヒアリング要請者）を選定すること、選定は投票を参考に合議を持って行うことなどを確認した。

引き続き、13時から行われた第一次審査では、審査員はそれぞれの専門的立場から9者すべての提案書について意見を述べた。主に、多床室型施設の今後のあり方、居住ゾーン・管理ゾーン・共用ゾーンや来訪者の招き入れ方などの動線計画、利用者の暮らしの場としての居室等の居住環境、管理面からの見守りやすさや働きやすさ、周辺環境との共生、イニシャルコストとランニングコストの考え方などについて意見が交わされた。

その後、ヒアリング要請者の選定作業に入り、5者程度に絞り込むため、各審査員無記名で1人あたり3者を選ぶ形での投票を行った。その結果、得票数5票1者（受付番号⑤）、4票2者（受付番号⑧、⑨）、3票（受付番号②、③、⑦）、2票1者（受付番号④）、1票1者（受付番号⑥）となった。委員長裁定で更なる絞り込み作業を行ったが甲乙つけがたく、広くヒアリングの機会を与えるという観点から得票上位6者をヒアリング要請者として選定した。

6/28（金）に前回と同様に福島県社会福祉事業団「太陽の国」管理センター会議室で第二次審査会を開催した。審査に先立ち11時から二次審査の進め方等について審議した。ヒアリングは1者25分（説明10分、質疑15分）で進めること、13時から6者ヒアリングを

行うこと、休憩を挟んで第二次審査を開催すること、選定作業は投票結果を参考に意見交換を行うこと、必要に応じ再投票を行うこと、最終的には最優秀者および優秀者（次点）を合議で選定することを確認した。なお、前回同様、第二次審査も公開で行うこととした。

引き続き 13 時より行われた第二次審査では、プロジェクターを使っての 6 者の提案説明の後、休憩を挟んで審議を再開した。第二次審査では、1 者のヒアリングにおける内容・回答から、失格要件に抵触する可能性を審議した。公平性を保つために同提案については失格とすることが妥当であるとの審査委員会としての見解を協議し、受付番号⑨を失格として取り扱うことに決定した。また、それを除いた 5 者の提案で以降の審査を進めることを確認・決定した。第一次審査で意見交換が行われた点を中心に、それぞれの審査員の立場からの質疑応答を行った。

その後の選定作業では、審査員無記名で最優秀提案者◎印、優秀提案者○印を付けることとして投票を行い、受付番号⑤が◎印 3 票、○印 2 票、受付番号 8 番が◎印 2 票、○印 3 票と 2 者に集中する結果となった。投票結果が 2 者で僅差となったことから、委員長裁定で再度、決戦投票を行うこととした。投票方式は受付番号⑤、⑧の 2 者を対象に 5～0 点の点数配分（例：⑤3 点、⑧2 点）で優劣を付ける方式とした。その結果、審査員 5 名のうち 3 名が上位とし、かつ総合点で 16 票を獲得した受付番号⑤を最優秀提案者に、審査員 2 名が上位とし 9 票を獲得した受付番号⑧を優秀提案者とすることで異論なく、全会一致で確定させた。

2. 審査結果

最優秀提案者：(株)ティ・アール建築アトリエ

優秀提案者：(株)鈴木伸幸建築設計事務所

3. 審査委員会の構成

審査委員長：石井 敏（東北工業大学 副学長）

審査員：佃 悠（東北大学大学院 准教授）

審査員：山田 義文（日本大学工学部 専任講師）

審査員：関谷 勝浩（福島県社会福祉事業団 経営管理部長）

審査員：大竹 啓史（福島県社会福祉事業団 福島県やまぶき荘園長）

4. 講評

今回のプロポーザルは多床室型の従来型特別養護老人ホームの提案である。個室化・ユニット化されたユニット型施設の計画が大きな潮流となっている現段階で、多床室型の施設提案は一見、その流れからははずれた特異な計画とも捉えられる。しかし、ユニット型にすることでの居住費の課題、地方・地域においては入居者の経済事情、介護職員の担い手確保、建て替えに伴う入居者・職員の移行などの現実的課題も多くある中での従来型施設の計画

は新しい挑戦であるとも捉えられる。

一方で、施設は建設されればその先数十年にわたって使われ続け、そこに生活が宿る。将来において使えない施設であってはいけないし、社会の情勢、社会の価値観にも柔軟に対応し得るゆとりを持った施設計画である必要もある。

今回のプロポーザルで大きなテーマとなるのは「これからの時代における多床室型施設のあり方」にあると考える。「多床室」というとプライバシーが保てないと考えがちだが、建築のあり方によってはプライバシーに配慮した多床室のあり方がある。また、限られた職員数で大人数をケアする一方で、一人ひとりのニーズに応える個別ケアは、これからの施設を考えると、いかなる施設形態であっても無視されるものではなく、それも同時に叶えなければならない課題である。それらの課題に建築としてどのように向き合うのか、これが今回のプロポーザルで問われた大きな課題だと考えた。

ユニット型の新しい施設提案はあるが、従来型施設（多床室）の施設提案は、知る限りこのしばらく全国的にも実施されていないのではないだろうか。その意味では、どの地域、どの古い施設でも抱える切実な課題に現実的な視点から切り込み、未来を提案する実に難しく、また意義のあるプロポーザル実施であり、また価値ある提案の数々であった。二次審査の対象となったいずれの提案も、課題に真摯に向き合い、意欲的に提案を試みたものであったと高く評価する。確固たる信念や理念とともに、どれだけ柔軟な対応が空間的にも、また業務的にも可能かということ測るのが二次審査（ヒアリング）である。その意味では、プレゼンテーションのあり方、思いの伝え方は提案の本質ではないとしても、大切な要素でもあり、結果的には審査員の提案への理解や、どのように対話が重ねられ、設計が行われていくかというその先のイメージ評価にもつながる。これがプロポーザルである。

今回の経験を次の設計、提案につなげていただければ幸いである。プロポーザル方式による施設計画を選択し進められた福島県社会福祉事業団の英断に感謝するとともに、今後は設計者と対話を重ね、「新しい従来型施設」の計画と運営に向けてさらに尽力されることを期待したい。また、本プロポーザルが福島県内の他施設の今後の計画に刺激を与え、施設空間の質的向上にもつながることを大いに期待するところである。本プロポーザルに参加されたすべての事業者に心から感謝申し上げる。

【最優秀提案】 受付番号⑤

すべての課題に対してバランスよく、また提案性に富んだ内容であると評価した。個室的な多床室の意欲的な提案、生活単位と介護単位に対して柔軟に対応可能な構成、短い動線で見守りやケアが可能な提案など新しい時代の従来型施設を提案した。地域との接続、外来者と内部者の動線処理なども整理され完成度の高いプランニング提案だった。特に今回のような建て替えによる全面移転、新しい空間への適応やその活用には職員の理解と協働が必須である。今後は、職員との対話を重ねて、よりよいプランに練り上げていくことを大きく期待したい。

【優秀提案】 受付番号⑧

敷地全体をうまくつかった配置計画と明快なゾーニングは高く評価される。多床室への意識や施設管理者への配慮、静養室と家族室の関係性の提案も的確で、スマートに解かれた平面計画である。廊下の面積が大きくなること、トイレの配置、食堂への動線距離においてもう一工夫欲しかった。最終評価は拮抗したが、わずかの差で次点となった。

【第二次審査（ヒアリング）対象】

受付番号②

大食堂を設けずに、居室の近くで食事ができることを目指した提案は真つ当で、評価される提案である。一方で、現状の体制、職員数でそこまで移行するにはハードルも高く、相応の時間が必要となる。その点での評価が難しかった。外周・外構の考え方など、より具体的に提案があればさらによかった。また多床室のあり方についても、より積極的な考察と提案が期待された。

受付番号③

個室的多床室、トイレの分散、浴室の配置など個々の提案は評価されるものだった。一方で、全体構成上、動線が長くなる点、管理ゾーンと居住ゾーンとの接続、食堂と機能訓練室の分散など、職員負担や施設運営において解決すべき課題も残った。ユニット的な空間を強く意識したところが、逆に計画の自由度を阻害したところもあったのではないだろうか。

受付番号⑦

プライバシーの配慮した居室、トイレの分散提案などは評価されるが、その精度をより高めての提案を期待したかった。廊下面積の広さ、食堂空間の魅力への配慮も欲しかった。南北の両通路からのアクセスを設定した点は特徴的だったが、その構成が平面計画にうまくつながらなかった。

受付番号⑨

明快なゾーニングや外部（屋外）との接続などうまく提案されていた。開放的な活動エリアも魅力的だった。一方、食堂等への動線の長さ、トイレ配置や多床室の提案においてはもう一工夫を期待したかった。最終的には失格要項に抵触したと判断して失格となったが、意欲的に設計に向き合った姿勢は否定されるものではない。今回の経験を今後に活かしていただきたい。

（文責：審査委員長 石井敏）